

3.12.05

県南水発第933号  
令和3年12月3日

取手市政治倫理審査会  
会長 高久匡志様

茨城県南水道企業団  
企業長 藤井信彦

取手市政治倫理審査会における調査請求案件に係る調査について（回答）

令和3年11月29日付貴取政倫審発第4号にて回答依頼のありました件について、下記のとおり回答いたします。

記

- 1 貴企業団が執行する指名競争入札における業者選定において、企業長は選定過程に関与していますか。また、選定過程に関与している場合には、どのような形で関与していますか。

（回答）

当企業団では、予定価格が5,000万円を超える工事は一般競争入札となります。それ以下の予定価格となる指名競争入札における工事については、2番での回答のとおり、企業長は業者選定に関与していません。

なお、指名業者選定の結果を企業長に報告はしております。

- 2 貴企業団が執行する指名競争入札における指名業者選定の最終決定権者は、誰になりますか。

（回答）

茨城県南水道企業団管理規程及び茨城県南水道企業団契約審査委員会設置規程に基づき決定され、契約審査委員会（委員長は事務所長）もしくは事務所長等（専決区分に基づく）となります。いずれも企業長ではありません。

- 3 上記1・2について、その御回答を裏付ける資料の写しを御提出ください。

（回答）

茨城県南水道企業団会計規程、茨城県南水道企業団管理規程、茨城県南水道企業団契約審査委員会設置規程（それぞれ一部抜粋）の写しを提出いたします。